

令和 7 年度 水 産 施 策

第217回国会（常会）提出



令和7年度 水産施策

令和7年度に講じようとする施策

目次

概説	1
1 施策の重点	1
2 財政措置	1
3 法制上の措置	1
4 税制上の措置	1
5 金融上の措置	1
6 政策評価	1
I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施	2
1 資源調査・評価の充実	2
2 資源管理の着実な推進	2
3 漁業取締・密漁監視体制の強化等	4
4 海洋環境の変化への適応	5
II 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現	6
1 漁船漁業の構造改革等	6
2 養殖業の成長産業化	8
3 経営安定対策	10
4 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備	11
5 内水面漁業・養殖業	11
6 人材育成	12
7 安全対策	13
III 地域を支える漁村の活性化の推進	14
1 浜の再生・活性化	14
2 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化	15
3 加工・流通・消費に関する施策の展開	15
4 水産業・漁村の多面的機能の適切な発揮	17
5 漁場環境の保全・生態系の維持	17
6 防災・減災、国土強靱化への対応	19
IV 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策	20
1 みどりの食料システム戦略と水産政策	20

2	スマート水産技術の活用	21
3	カーボンニュートラルへの対応	22
V	大規模災害からの復旧・復興及びALPS処理水の海洋放出に係る水産業支援	22
1	東日本大震災による地震・津波被災地域における着実な復旧・復興	22
2	ALPS処理水の海洋放出の影響及び水産業支援	23
3	令和6年能登半島地震からの復旧・復興	24
VI	水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	24
1	関係府省等の連携による施策の効率的な推進	24
2	施策の進捗管理と評価	24
3	消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開	24
4	政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進	24
5	事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進	24
6	財政措置の効率的かつ重点的な運用	25



概説

1 施策の重点

我が国の水産業は、国民に安定的に水産物を供給する機能を有するとともに、漁村地域の経済活動や国土強靱化の基礎をなし、その維持発展に寄与するという極めて重要な役割を担っています。しかし、水産資源の減少によって漁業・養殖業生産量は長期的な減少傾向にあり、漁業者数も減少しているという課題を抱えています。

また、近年顕在化してきた海洋環境の変化を背景に、サンマ、スルメイカ、サケ等の我が国の主要な魚種の不漁が継続しています。これらの魚種の不漁の継続は、漁業者のみならず、地域の加工業者や流通業者に影響を及ぼし得るものです。

一方、社会経済全体では、少子・高齢化と人口減少による労働力不足等が懸念されることに加え、持続的な社会の実現に向けた持続可能な開発目標（SDGs）等の様々な環境問題への国際的な取組の広がり、デジタル化の進展が人々の意識や行動を大きく変えつつあります。

こうした水産業をめぐる状況の変化に対応するため、「水産基本計画」（令和4(2022)年3月閣議決定）に基づき、①海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施、②増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現、③地域を支える漁村の活性化の推進の3点を柱とします。

2 財政措置

水産施策を実施するために必要な関係予算の確保とその効率的な執行を図ることとし、令和7(2025)年度水産関係当初予算として、1,859億円を計上しています。

3 法制上の措置

近年の海洋環境の変化や養殖業の成長産

業化に対応するため、第217回国会に、「漁業災害補償法の一部を改正する法律案」を提出したところです。

4 税制上の措置

水産施策の推進に向け、漁業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率軽減措置、漁業協同組合が株式会社日本政策金融公庫資金等の貸付を受けて取得した漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を期限延長するとともに、漁業協同組合同士等が行う共同事業を行うための合併について、その適格合併の要件を見直すなど、税制上の所要の措置を講じます。

5 金融上の措置

水産施策の総合的な推進を図るため、地域の水産業を支える役割を果たす漁協系統金融機関及び株式会社日本政策金融公庫による制度資金等について、所要の金融上の措置を講じます。

また、都道府県による沿岸漁業改善資金の貸付けを促進し、省エネルギー性能に優れた漁業用機器の導入等を支援します。

さらに、ALPS処理水の海洋放出、令和6年能登半島地震及び原油価格・物価高騰等の影響を受けた漁業者の資金繰りに支障が生じないよう、農林漁業セーフティネット資金等の実質無利子・無担保化等の措置を講ずるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による売上げ減少が発生した水産加工業者に対しては、セーフティネット保証等の中小企業対策等の枠組みの活用も含め、ワンストップ窓口等を通じて周知を図ります。

6 政策評価

効率的かつ効果的な行政の推進及び行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政

機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、農林水産省政策評価基本計画(5年間計画)及び毎年度定める農林水産省政策評価実施計画により、事前評価(政策を決定する前に行う政策評価)及び事後評価(政策を決定した後に行う政策評価)を推進します。

I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

1 資源調査・評価の充実

(1) 資源調査・評価の高度化

令和2(2020)年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」に基づき、令和5(2023)年度までに資源評価の対象種を192種まで拡大したほか、22種38資源についてMSY(最大持続生産量)ベースの資源評価を実施し、再生産関係その他の必要な情報の収集及び第三者レビュー等を通じた資源評価の高度化を進めてきました。

その上で、これまでの取組結果を踏まえて、令和6(2024)年度以降の具体的な取組を示した、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」(令和6(2024)年3月策定。以下「新ロードマップ」という。)に基づき、

- ① 調査船調査、市場調査、漁船活用型調査等に加え、迅速な漁獲データ、海洋環境データの収集・活用、電子的な漁獲報告を可能とする情報システムの構築・運用等のDXの推進
- ② 資源評価の精度向上・更なる高度化を推進し、最新のデータを用いたタイムリーな資源評価を可能なものから順次実施
- ③ MSYベースの資源評価対象資源の拡大等に取り組みます。

(2) 資源評価への理解の醸成

MSY等の高度な資源評価について、外部

機関とも連携して動画の作成等による分かりやすい情報提供・説明を行うとともに、漁船活用型調査や漁業データ収集に漁業関係者の協力を得て、漁業現場からの情報を取り入れ、資源評価への理解促進を図ります。

また、地域性が強い沿岸資源の資源評価について専門性を有する機関等の参加を促進し、さらに、資源調査から得られた科学的知見や資源評価結果については、地域の資源管理協定等の取組に活用できるよう速やかに公表・提供します。

2 資源管理の着実な推進

(1) 資源管理の全体像

資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力が重要であり、海洋環境の変化が大きな中でも適切な管理を通じた水産資源の持続的利用の確保が収入の安定につながることを漁業者等が実感できるよう配慮しつつ、新ロードマップに盛り込まれた工程を着実に実現していきます。その際、新ロードマップに従ってTAC(漁獲可能量)管理の導入を進めるだけでなく、導入後の管理の実施・運用及び漁業の経営状況に関するきめ細かいフォローアップを行うとともに、管理のメリットを漁業者に実感してもらうため、資源回復や漁獲増大、所得向上等の成功事例の積み重ねを行うとともにその成果を共有します。

(2) MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進

「漁業法」(昭和24年法律第267号)においては、MSYベースの資源評価に基づくTACによる管理を基本としています。今後は、新ロードマップに基づき、令和7(2025)年度までに、漁獲量ベースで8割の資源でTAC管理を開始することを目指し、その後も、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じたTAC管理の導入を



推進していきます。

また、TAC管理を円滑に進めるため、定置漁業の管理や混獲、資源の突発的な加入への対応を含め、対象となる水産資源の特徴や採捕の実態等を踏まえつつ、数量管理を適切に運用するための具体的な方策を漁業者等の関係者に示していきます。

さらに、TAC管理の運用面の改善や必要に応じて目標・漁獲シナリオの見直しを実施し、水産資源ごとにMSYの達成・維持を目指していきます。この見直しに当たっては、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）を開催し、見直し案等に対する漁業者等の関係者の意見を十分かつ丁寧に聴取します。

(3) IQ管理の推進

IQ（漁獲割当て）による管理については、新ロードマップに基づき、移転手続の簡素化等、運用面の課題解決を図ります。IQを有する漁業者の漁獲は、その割当量が遵守される限り、他の漁業者の漁獲状況により制限されずIQの範囲内で漁獲する時期や場所を選択でき、どのような漁法で漁獲しても資源に与える影響が同等であるといった特徴があります。このことを踏まえ、沿岸漁業との調整が図られるなどの条件が整った漁業種類について、船舶の規模や船型、漁法等の見直しを検討するなどし、IQの効果的な活用の推進を図ります。

(4) 資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進

TAC管理等の法制度による公的規制に加え、漁業者の自主的取組の組合せによる資源管理を推進します。特に、沿岸漁業においては、少量多種のローカルな資源が経営上重要であり、資源単位で管理するTAC管理に比べて、多種多様な資源をパッケージで管理できる自主的な資源管理が特に重要な役割を担っていることを踏まえ、

漁業法に基づく資源管理協定の制度を活用し、自主的資源管理の取組の高度化を目指します。このため、資源管理協議会等による資源管理協定の履行確認、取組の効果の検証、取組内容の改良を推進するとともに、当該内容の公表等を行います。

また、沿岸漁業の振興に当たっては非TAC資源も適切に管理することが重要であるため、国による資源評価結果のほか、報告された漁業関連データや都道府県の水産試験場等が行う資源調査等の利用可能な最善の科学情報を用いて当該資源の資源管理目標を設定し、その目標達成を目指すことにより、当該資源の持続的利用の確保に向けた効果的な取組の実践を推進します。

(5) 遊漁の資源管理の推進

水産資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりはないため、新ロードマップに基づき、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指します。

特に、漁業法に基づく広域漁業調整委員会指示により、小型魚の採捕制限、大型魚の採捕報告の義務付け等を令和3(2021)年6月から開始したクロマグロについては、今後の更なる資源管理の高度化に向け、広域漁業調整委員会の下に設置されたくろまぐろ遊漁専門部会において、現行の広域漁業調整委員会指示の強化や届出制導入の検討を進めるなどTACによる数量管理の導入に向けた取組を進めます。

また、漁業における数量管理の高度化が進展し、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理の必要性が高まっていくことが予見されることから、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化に努め、遊漁者が資源管理の枠組みに参加しやすい環境整備を進めます。

(6) 栽培漁業

資源造成効果、施設維持、受益者負担等に関して将来の見通しが立ち安定的な運営ができる種苗生産施設について、整備を推進します。

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲される広域種において、適切な漁獲管理措置と併せて種苗放流を実施している魚種について、資源造成効果が見込まれる適地への放流を推進するとともに、近年の海水温上昇等の環境変化に対応した種苗生産・放流手法の改良を行います。また、資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少しても資源の維持が可能な魚種については、種苗放流による資源造成から適切な漁獲管理措置への移行を推進します。

種苗生産施設においては、複数県での共同利用や、状況によっては、養殖用種苗生産を行う多目的利用施設への移行を推進します。

3 漁業取締・密漁監視体制の強化等

(1) 漁業取締体制の強化

現有勢力の取締能力を最大限向上させるため、代船建造を進めるとともに、VMS（衛星船位測定送信機）の活用、訓練等による人員面での取締実践能力の向上、専属通訳の確保、監視オブザーバー等の確保・養成、用船への漁業監督官3名乗船、取締りに有効な装備品の導入等を推進します。また、漁業取締船が係留できる岸壁の整備を進めます。

(2) 外国漁船等による違法操業への対応

水産資源の保存管理と漁業操業秩序の維持を図るため、我が国周辺水域の監視・取締りを実施します。特に、大和堆周辺水域においては、違法操業を行う外国漁船等を我が国排他的経済水域から退去させるなどにより我が国漁船の安全操業を確保するとともに、関係国等に対し、これら外国漁船

等による違法操業について繰り返し抗議するなど、関係府省が連携し毅然と対応します。

また、オホーツク海、山陰沖、九州周辺海域では、外国漁船等が、かご、刺し網、はえ縄等の漁具を違法に設置するなど、我が国漁船の操業に支障を及ぼすといった問題も発生しています。

これらの海域においても、外国漁船等の監視・取締りを行うとともに、違法に設置されたものとみられる漁具の押収を行います。

(3) 密漁監視体制の強化

近年、漁業関係法令違反の検挙件数のうち、漁業者による違反操業が減少している一方で、漁業者以外による密漁が増加し、また、組織的な密漁が悪質化・巧妙化している状況を踏まえ、以下の取組を推進します。

- ① 密漁を抑止するため、漁業者や一般人に向けた普及啓発、現場における密漁防止看板の設置や監視カメラの導入等
- ② 都道府県、警察、海上保安庁、水産庁を含めた関係機関との緊密な連携の強化や合同取締り
- ③ 財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きく、その採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして指定された特定水産動植物（あわび、なまこ、うなぎの稚魚）の許可等に基づかない採捕の取締り

(4) 国際連携

サンマ、サバ、スルメイカ等主たる分布域や漁場が我が国排他的経済水域内に存在する資源や、我が国排他的経済水域と公海を大きく回遊する資源であって、かつ、我が国がTACにより厳しく管理している資源が我が国排他的経済水域のすぐ外側や暫定措置水域等で無秩序に漁獲され、結果的に我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間や関係する



地域漁業管理機関（以下「RFMO」という。）における協議や協力を積極的に推進します。特に、我が国周辺資源の適切な管理の取組を損なうIUU（違法、無報告、無規制）漁業対策については、周辺国等との協議のほか、違法漁業防止寄港国措置協定（以下「PSM協定」という。）等のマルチの枠組みを活用した取組を推進します。

4 海洋環境の変化への適応

(1) 気候変動の影響と資源管理

気候変動の影響も検証しつつ、MSYに基づく新たな資源評価の着実な実施、不漁等海洋環境の変化が資源変動に及ぼす影響に関する調査研究の実施等の科学的な資源評価を推進するとともに、これに基づき、数量管理を前提とした漁業構造の構築を図りつつ、TAC等による数量管理の取組を進めます。

また、産官学の連携により、人工衛星による気象や海洋の状況の把握、ICTを活用したスマート水産業による海洋環境や漁獲情報の収集等、迅速かつ正確な情報収集とこれに基づく気候変動の的確な把握と、これらを漁業現場に情報提供する体制の構築を図ります。

このほか、国内外の気象・海洋研究機関との幅広い知見の共有や共同研究も含めた調査研究のプラットフォームの検討、気候変動に伴う分布・回遊の変化等の資源変動等への順応に向けた漁船漁業の構造改革を進めます。

(2) 新たな操業形態への転換

ア 複合的な漁業等操業形態の転換

大臣許可漁業について、IQ化の進捗を踏まえ、漁業調整に配慮しつつ、漁獲対象種・漁法の複合化、複数経営体の連携による協業化や共同経営化、兼業等による事業の多角化等の複合的な漁業への転換等操業形態の見直しを段階的に推進

します。

また、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量削減により、海洋環境の変化の一因である地球温暖化の進行を抑えていくため衛星利用の漁場探索による効率化、グループ操業の取組、省エネルギー機器の導入等による燃油使用量の削減を図ります。

イ 次世代型漁船への転換推進

複合的な漁業や燃油使用量の削減等、新たな漁業の将来像に合致し、地球環境問題等の中長期的な課題に適応した次世代型の漁船を造ろうとする漁業者による漁業構造改革総合対策事業（以下「もうかる漁業事業」という。）の活用等を通じ、多目的漁船や省エネルギー型漁船の導入を推進します。

また、漁船の脱炭素化に適応する観点から、

- ① 必要とする機関出力が少ない小型漁船を念頭に置いた水素燃料電池の活用、
- ② 国際商船や作業船といった漁業以外の船舶向けで活用されている技術を漁船向けに応用すること

も視野に入れた漁船の脱炭素化の研究開発を推進します。

(3) サケに関するふ化放流と漁業構造の合理化等

ア ふ化放流の合理化

近年の海洋環境の変化により回帰率が低下し、漁獲量及び漁獲金額が減少傾向にあるため、環境変化に適応したふ化放流技術開発を進めるとともに、活用可能な既存施設において養殖用種苗を生産してサーモン養殖と連携するなど、ふ化放流施設の有効活用や再編・統合も含めた効率化を図ります。また、漁獲量及び漁獲金額が減少している現状を踏まえた持続的なふ化放流体制を検討します。

イ さけ定置漁業の合理化等

漁獲量が増加している魚種（ブリやサバ類等）の有効活用を進めるとともに、漁具・漁船等や労働力の共有等を通じた協業化、経営体の再編や合併等による共同経営化、操業の効率化・集約化の観点からの定置漁場の移動や再配置、ICT等の最新技術の活用等による経費の削減等、経営の合理化を推進します。

また、地域振興として新たに養殖業を始める地域における必要な機器等の導入を促進します。

Ⅱ 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

1 漁船漁業の構造改革等

(1) 沿岸漁業

ア 沿岸漁業の持続性の確保

日々操業する現役世代を中心とした漁業者の生産活動が持続的に行われるよう、操業の効率化・生産性の向上を促進しつつ、多様な生産構造を地域ごとの漁業として活かし、持続性の確保を図ります。その際、海洋環境の変化を踏まえ、低・未利用魚の活用も含め、漁獲量が増加している魚種の有効活用を進めるとともに、地域振興として新たに養殖業を始める地域における必要な機器等の導入を促進します。

また、沿岸漁業で漁獲される多種多様な魚については、生産と消費の場が近いなどの地域の特徴を踏まえ、消費者に届ける加工・流通等を含むサプライチェーン上の関係者による高付加価値化等の取組を推進します。

さらに、養殖をはじめとする漁場の有効活用を推進します。

イ 漁村地域の存続に向けた浜プランの見直し

これまで各浜で浜の活力再生プラン（以下「浜プラン」という。）に基づき取り組んできた漁業収入向上・漁業コスト削減の取組について、PDCAサイクルの着実な実践により継続・発展させつつ、新たに海業や渚泊等の漁業外所得確保の取組や、地域の将来を支える人材の定着等、漁村の活性化に向けた幅広い取組についても位置付けた新たな浜プランの策定を推進します。

また、漁業や水産加工・流通等の各分野において、女性も等しく活躍できる環境整備の取組を推進します。

ウ 遊漁の活用

漁業者にとって地元で収入が得られる有望な兼業業種の一つであり、漁村の活性化に寄与する遊漁船業について、登録制度を通じた業の管理を適切に行うとともに、地域の実情に応じ、漁場の利用調整に支障が生じないように、秩序ある遊漁船業の振興を図ります。また、陸上からの釣りやプレジャーボート等の遊漁についても、漁場の利用調整に支障が生じないように、関係団体との連携によるマナー向上やルールづくり等を進めます。

さらに、令和6(2024)年4月1日に施行された「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律」（令和5年法律第39号）の適切な運用を通じて、遊漁船業の安全性向上等を図っていきます。

エ 海面利用制度の適切な運用

海面利用制度が適切に運用されるよう制定した「海面利用ガイドライン」を踏まえ、各都道府県で漁場を有効利用し、漁場の生産力を最大限に活用します。

① 都道府県等への助言・指導

漁業・養殖業における新規参入や規



模拡大を進めるため、新たな漁業権を免許する際の手順・スケジュールの十分な周知・理解を図るとともに、漁場の活用に関する調査を行い、都道府県に対して必要な助言・指導を行います。

また、国に設置した漁業権に関する相談窓口を通じて、現場からの疑問等に対応します。

② 漁場の有効利用

漁業権等の「見える化」のため、漁場マップの充実を図り、漁場の利用に関する情報の公開を図るほか、漁業法に基づき提出される資源管理状況や漁獲情報報告を活用した課題の分析を行い、漁場の有効活用に向けて必要な取組を促進します。

(2) 沖合漁業

近年の海洋環境の変化等に対する順応性を高める観点から、資源変動に適応できる弾力性のある漁業経営体の育成と資源の有効利用を行っていくべく、漁業調整に配慮しながら、漁獲対象種・漁法の複合化、複数経営体の連携による協業化や共同経営化、兼業等による事業の多角化等の複合的な漁業への転換を段階的に推進します。

この際、TAC/IQ対象資源の拡大が複合的な漁業において効果的に活用されるよう制度運用を行います。くわえて、許可制度についても、魚種や漁法に係る制限が歴史的な経緯で区分されていることを踏まえつつ、TAC/IQ制度の導入、近年の海洋環境の変化への適応や複合的な漁業の導入も見据え、変化への弾力性を備えた生産構造が構築されるよう制度運用を行います。

また、機械化による省人化やICTを活用した漁場予測システム導入等の生産性向上に資する取組を推進します。

さらに、経営安定にも資するIQ導入の推進と割当量の有効活用、透明性確保等の的確な運用を確保し、併せて、IQを利用する

者の漁獲は、その割当量が遵守される範囲であれば漁法等に関係なく資源に与える漁獲の影響が同等であるといった特徴があることを踏まえて、関係漁業者との調整を行い、船型や漁法等の見直しを検討します。

このほか、IQの導入に併せて、加工・流通業者との連携強化による付加価値向上、輸出も視野に入れた販売先の多様化等、限られた漁獲物を最大限活用する取組を推進するとともに、新たな資源管理を着実に実行し、資源の回復による生産量の増大を図っていくことに併せて、陸側のニーズに沿った水揚げ、低・未利用魚の活用等の取組を推進し、収益性向上を図ります。

(3) 遠洋漁業

ア 遠洋漁業の構造改革

我が国の遠洋漁業は、近年、主要漁獲物であるマグロ類の市場の縮小や養殖・蓄養品の増加等による価格の低迷、船員の高齢化となり手不足、高船齢化、操業の国際規制や監視の強化、沿岸国への入漁コストの増大等、その経営を取り巻く状況は厳しいものとなっており、現行の操業形態・ビジネスモデルのままでは、立ち行かなくなる経営体が多数出てくる懸念されます。

こうした状況を踏まえ、業界関係者と危機意識を共有しつつ、将来にわたって収益や乗組員の安定確保ができ、様々な国際規制等にも対応していくことができる経営体の育成・確立が求められます。このような経営体への体質強化を目指し、従来の操業モデルの変革を含め、操業の効率化・省力化、それを実現するための代船建造や海外市場を含めた販路の多様化、さらに必要な場合は経営の集約化も含め様々な改善方策を検討・展開します。

また、入漁先国のニーズやリスクを踏まえ、安定的な入漁を確保するための取

組を引き続き推進します。

イ 国際交渉等

漁業交渉については、カツオ・マグロ等公海域や外国水域に分布する国際資源について、RFMOや二国間における協議において、科学的根拠に基づく適切な資源評価と、それを反映した適切な資源管理措置や操業条件等の実現を図りつつ、我が国漁船の持続的な操業を確保するとともに、太平洋島しょ国をはじめとする入漁先国のニーズを踏まえた海外漁業協力の効果的な活用等により海外漁場での安定的な操業の確保を推進します。

また、サンマ、サバ、スルメイカ等主たる分布域や漁場が我が国排他的経済水域内に存在する資源又は我が国排他的経済水域と公海を大きく回遊する資源であって、かつ、我が国がTACにより厳しく管理している資源が我が国排他的経済水域のすぐ外側や暫定措置水域等で無秩序に漁獲され、結果的に我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間や関係するRFMOにおける協議や協力を積極的に推進します。特に、我が国周辺資源の適切な管理の取組を損なうIUU漁業への対策については、周辺国等との協議のほか、PSM協定等のマルチの枠組みを活用した取組を推進します。

さらに、気候変動の影響への適応については、従来のRFMOによる取組に加え、国内外の研究機関が連携して地球規模の気候変動の水産資源への影響を解明するなど、国際的な連携により資源管理を推進します。

くわえて、水産資源の保存及び管理、水産動植物の生育環境の保全及び改善等の必要な措置を講ずるに当たり、海洋環境の保全並びに海洋資源の将来にわたる持続的な開発及び利用を可能とすること

に配慮しつつ、海洋資源の積極的な開発及び利用を目指します。

ウ 捕鯨政策

我が国の捕鯨は、科学的根拠に基づいて海洋生物資源を持続的に利用するとの基本姿勢の下、国際法に従って持続的に行われています。捕鯨の実施に当たっては、鯨類を含む水産資源の持続的利用という我が国の立場に対する理解の拡大を引き続き推進する必要があります。

このため、「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」に則り、科学的根拠に基づく鯨類の国際的な資源管理とその持続的利用を推進するべく、鯨類科学調査を継続的に実施し、精度の高いデータや科学的知見を蓄積・拡大するとともに、それらをIWC（国際捕鯨委員会：日本はオブザーバーとして参加）等の国際機関に着実に提供しながら、我が国の立場や捕鯨政策への理解と支持の拡大を図ります。

また、鯨類をはじめとする水産資源の持続的利用の推進のため、我が国と立場を共有する国々との連携を強化しつつ、国際社会への適切な主張・発信を行うとともに必要な海外漁業協力を行うことにより、我が国の立場の理解と支持の拡大を推進します。

さらに、捕鯨業の安定的な実施と経営面での自立を図るため、科学的根拠に基づく適切な捕獲枠を設定するとともに、操業形態の見直し等によるコスト削減の取組や、販路開拓・高付加価値化等による売上拡大等の取組を推進します。

2 養殖業の成長産業化

(1) 需要の拡大

定時・定質・定量・定価格で生産物を提供できる養殖業の特性を最大化し、国内外の市場維持及び需要の拡大を図ります。



また、MEL (Marine Eco-Label Japan) の普及や輸出先国が求める認証等 (ASC (Aquaculture Stewardship Council)、BAP (Best Aquaculture Practices)) の水産エコラベル認証、ハラール認証等の取得を促進します。

ア 国内向けの取組

輸入品が国内のシェアを大きく占めるもの (サーモン等) については、国産品の生産の拡大を推進します。

また、マーケットイン型養殖 (国内外の需要に応じた適正な養殖) に資する高付加価値化の取組、養殖水産物の商品特性を活かせる市場への販売促進、所得向上に寄与する販路の開拓や流通の見直し、観光等を通じた高い品質をPRしたインバウンド消費等を推進します。

さらに、D to C (ネット直販、ライブコマース等) による販路拡大や量販店における加工品等の新たな需要の掘り起こしの取組を推進します。

イ 海外向けの取組

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(以下「輸出戦略」という。令和5(2023)年12月改訂) において選定した輸出重点品目 (ぶり、たい、ホタテ貝、真珠、錦鯉) や「養殖業成長産業化総合戦略」(以下「養殖戦略」という。令和3(2021)年7月改訂) において選定した戦略的養殖品目 (ブリ類、マダイ、クロマグロ、サケ・マス類、新魚種 (ハタ類等)、ホタテガイ、真珠) を中心に、カキ等の今後の輸出拡大が期待される水産物を含め、高鮮度・高品質な我が国の養殖生産物の強みを活かしたマーケティングに必要な商流構築・プロモーションの実施 (日本ブランドの確立による市場の獲得等) や輸出産地・事業者の育成を推進します。

また、輸出戦略を踏まえ、各産地は機

能的なバリューチェーンを構築して物流コストの削減に取り組むとともに、各品目団体と独立行政法人日本貿易振興機構 (以下「JETRO」という)、日本食品海外プロモーションセンター (以下「JFOODO」という) が連携し、商談会の開催やプロモーション等を行い、新たな需要を創出します。

さらに、輸出先国との輸入規制の緩和・撤廃に向けた協議や、輸出先国へのインポートトレランス申請 (輸入食品に課せられる薬剤残留基準値の設定に必要な申請) に必要となる試験・分析の取組等を推進します。

(2) 生産性の向上

ア 漁場改善計画及び収益性の向上

漁場改善計画における適正養殖可能数量について、過去の養殖実績に基づく設定方法の見直しにより、漁場環境に応じた柔軟な養殖生産を推進します。

また、マーケットイン型養殖への転換を更に推進するとともに、養殖業へ転換しようとする地域の漁業者の収益性向上等の取組への支援 (もうかる漁業事業等) を行います。

イ 餌・種苗

魚類養殖は、支出に占める餌代の割合が大きく、餌の主原料である魚粉は輸入に依存していることから、魚粉割合の低い配合飼料の開発、魚粉代替原料 (大豆、昆虫、水素細菌等) の開発及び飼料原料の国産化を推進します。

また、持続可能な養殖業を実現するために必要な養殖用人工種苗の生産拡大に向けて、人工種苗に関する生産技術の実用化、地域の栽培漁業のための種苗生産施設や民間の施設を活用した養殖用種苗を安定的に量産する体制の構築を推進します。さらに、優良系統の保護を図るた

め、「水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン」及び「養殖業における営業秘密の保護ガイドライン」を周知します。

ウ 安全・安心な養殖生産物の安定供給及び疾病対策の推進

養殖業の生産性向上及び安定供給のため、養殖場における衛生管理の徹底、種苗の検査による疾病の侵入防止、ワクチン接種による疾病の予防等、複数の防疫措置の組合せにより、疾病の発生予防に重点を置いた総合的な対策を推進します。

また、養殖業の成長産業化に資する水産用医薬品について、研究・開発と承認申請を促進します。

さらに、普及・啓発活動の実施等により、水産用医薬品の適正使用及び抗菌剤に頼らない養殖生産体制を推進するとともに、貝毒の発生状況を注視し、二枚貝等の安全な流通の促進を図ります。

エ ICT等の活用

養殖業においても人手不足の問題が生じてきており、省人化・省力化に向けて、AIによる最適な自動給餌システムや餌の配合割合の算出、餌代や人件費等の経費を「見える化」する経営管理等、スマート技術を活用した養殖管理システムの高度化を推進します。

オ 海洋環境の変化への適応

温暖化に適応可能なノリ等の養殖品種の作出等の技術開発を支援・推進します。また、クロダイ等による養殖藻類への食害対策として、防除・防護技術の開発等を推進します。さらに、海水温上昇等の環境変化への対応のために行う養殖対象種・手法の転換や養殖種類の多角化に資する資機材の導入等を支援します。

(3) 経営体の強化

ア 事業性評価

持続的な養殖経営の確保に向け、養殖業の経営実態の評価を容易にし、漁協系統・地方金融機関等の関係者からの期待にも応える「養殖業の事業性評価ガイドライン」を通じた養殖経営の「見える化」や経営改善・生産体制改革の実証を支援します。

イ マーケットイン型養殖業への転換

生産・加工・流通・販売等に至る規模の大小を問わない養殖のバリューチェーンの各機能との連携の仕方を明確にして、マーケットイン型の養殖経営への転換を図ります。

(4) 沖合養殖の拡大

漁場環境への負荷や赤潮被害の軽減が可能な沖合の漁場が活用できるよう、静穏水域を創出するなど沖合域を含む養殖適地の確保を進めます。また、台風等による波浪の影響を受けにくい浮沈式生簀等を普及させるとともに、大規模化による省力化や生産性の向上を推進します。

(5) 陸上養殖

陸上養殖については、「内水面漁業の振興に関する法律」（平成26年法律第103号）に基づく届出制により実態を把握し持続的かつ健全な発展を図ります。

3 経営安定対策

(1) 漁業保険制度

漁船保険制度及び漁業共済制度は、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしており、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて、事業収支の改善を図りつつ、両制度の持続的か



つ安定的な運営を確保します。

計画的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者・養殖業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填すること等を内容とする漁業収入安定対策については、資源管理や漁場改善を取り巻く状況の変化に対応しつつ、漁業者や養殖業者の経営の安定が図られるよう適切に運営します。

(2) 漁業経営セーフティーネット構築事業

燃油や養殖用配合飼料の価格高騰に対応するセーフティーネット対策については、原油価格や配合飼料価格の推移等を踏まえて、漁業者や養殖業者の経営の安定が図られるよう適切に運営します。

(3) 漁業経営に対する金融支援

意欲ある漁業者の多様な経営発展を金融面から支援するため、利子助成等による資金借入れの際の負担軽減や、無担保・無保証人による融資に対する信用保証を推進します。

4 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備

(1) 輸出拡大

生産者に裨益する効果を分析しながら、輸出戦略に基づき、マーケットインの発想で、以下の取組を展開します。

- ① 品目団体、JETRO、JFOODOが連携して行うプロモーションやビジネスマッチング支援、主要な輸出先国・地域に設置された輸出支援プラットフォームによる海外現地での輸出事業者への専門的・継続的な支援など、我が国の強みを最大限に発揮するための取組
- ② 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した産品を一定以上継続的に輸出する輸出産地の形成、生産から流通・販売に至る関係者が一体となったサプライチェーンの強化など、輸出に取り組む事業者の

支援

- ③ 輸出先国・地域の規制の撤廃等に向け、「農林水産物及び食品の輸出に関する実行計画」に基づき戦略的に協議を行うなど、政府一体となった輸出障壁の克服
また、水産物の輸出拡大を図るため、HACCP対応の市場及び加工場の整備、認定取得の支援等、ハード・ソフト両面からの対策を推進します。

(2) 水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備

水産物の生産又は流通に一体性を有する圏域において、漁協の経済事業の強化の取組とも連携し、産地市場等の漁港機能の再編・集約を推進するとともに、拠点漁港等における高度衛生管理型荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の整備や漁船の大型化に対応した施設整備を推進します。

また、マーケットイン型養殖業に対応し、需要に応じた安定的な供給体制を構築するため、養殖水産物の生産・流通の核となる「養殖生産拠点地域」において、養殖適地の拡大のための静穏水域の確保、漁港周辺水域の活用、種苗生産施設から加工・流通施設等に至る一体的な整備を推進します。

さらに、漁港の利用状況等に応じた用地の再編・整序による利用適正化や有効活用により、漁港での陸上養殖の展開を図ります。

5 内水面漁業・養殖業

(1) 内水面漁業

ア 漁業生産の振興

関係都道府県において、浜プラン等を活用した振興が進むよう、地域水産物の付加価値を高め、所得向上に寄与する販路の開拓等の取組を推進します。また、漁業被害を与える外来魚の低密度管理等に資する技術の開発・実装・普及を推進します。漁業権に基づきオオクチバスが遊漁利用されている湖沼においては、関

係機関と協力して外来種に頼らない生業の在り方の検討を進めます。

イ 漁場環境の保全

漁業生産のほか、釣り等の自然に親しむ機会を国民に提供する場として重要な役割を果たす河川等の漁場を良好に保全し、持続的に管理していくため、ウナギ等の資源回復に取り組むことに加え、より効果的な管理体制・手法の検討・実践を進めます。

また、カワウ等の野生生物による食害や災害の頻発化・大規模化等により、河川漁場の環境が悪化していることも踏まえ、関係部局と連携し、多自然川づくり等による河川環境の保全・創出、カワウ等の野生生物管理の促進を図ります。

(2) 内水面養殖業

ア 海面で養殖されるサケ・マス類の種苗生産

海面で養殖されるサケ・マス類の種苗を安定的に供給するため、ふ化放流施設等の民間の施設を活用した生産体制の構築を推進します。

イ うなぎ養殖業

内水面養殖業の生産量・生産額の大部分を占めるうなぎ養殖業については、シラスウナギの漁獲・流通・池入れから、ウナギの養殖・出荷・販売に至る各事業者が、利用可能な情報の中で順応的にウナギ資源の管理・適正利用をすることが持続的な養殖業につながるとの認識の下、以下の対策を講じていきます。

- ① シラスウナギ漁獲の知事許可制度に基づく漁業管理体制の強化、水産動植物等の国内流通及び輸出入の適正化を図るため、国内流通においては「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（令和2年法律第79号。以

下「水産流通適正化法」という。）に基づくシラスウナギの流通の透明化を図るシステム構築の推進、輸出入においては日台直接取引の再開の推進、シラスウナギの池入れ数量制限の着実な実施及び数量管理システムの利用普及による切れ目のない資源管理体制の構築

- ② 河川・湖沼における天然遡上ウナギの生息環境改善、内水面漁業とうなぎ養殖業の連携による内水面放流用種苗の確保・育成技術開発及び下りウナギ保護によるウナギ資源の豊度を高める取組の推進
- ③ 天然資源に依存しない養殖業の推進のため、人工シラスウナギ大量生産システムの改善とその実用化に向けた検討

ウ 錦鯉養殖業

我が国の文化の象徴として海外でも人気が高く、輸出が継続的に増加している錦鯉については、品目団体等が実施する海外マーケット調査やプロモーション等、更なる輸出拡大に向けた取組を促進します。また、輸出拡大に向け、外国産錦鯉との差別化に資する認証の取得等に向けた品目団体の取組や、各養殖場での衛生管理を推進します。

6 人材育成

(1) 新規漁業者の確保・育成

他産業並みに年齢バランスの取れた活力ある漁業就業構造への転換を図るため、就業フェアや水産高校での漁業ガイダンス、インターンシップ等の取組を通じ、若者に漁業就業の魅力を伝え、就業に結び付ける取組の継続・強化を図ります。

また、新規就業者と受入先とのマッチングの改善等により、地域への定着を促進します。

さらに、漁業に必要な免許・資格の取得



に加えて、経営スキルやICTの習得・学び直し等を支援します。

(2) 水産教育

水産業の将来を担う人材を育成する水産に関する課程を備えた高校・大学や国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校においては、水産業を担う人材育成のための水産に関する学理・技術の教授及びこれらに関連する研究を推進し、水産業が抱える課題を踏まえ、水産業の現場での実習等実学を重視した教育を引き続き実施することなどにより、水産関連分野への高い就職割合の確保に努めます。

また、「スマート水産業等の展開に向けたロードマップ」等に基づき、水産高校等における水産新技術の普及を推進します。

(3) 海技士等の人材の確保・育成

漁船漁業の乗組員不足が深刻化し、かつ高齢に偏った年齢構成となっている中、年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を図るためには、次世代を担う若手の海技士の確保・育成や漁船乗組員の確保が重要となることから、水産高校や業界団体、関係府省等の関係者の連携を図り、水産高校生等に漁業の魅力を伝え就業を働きかける取組を推進するほか、海技試験の受験に必要な乗船履歴を早期に取得できる履修コースの運営等を支援します。

あわせて、Wi-Fi環境の確保や居住環境の改善等、若者にとって魅力ある就業環境の整備、漁船乗組員の労働負担の軽減や効率化も推進します。

(4) 外国人材の受入れ・確保

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお不足する労働力について、特定技能制度を活用し、円滑な受入れを進めるためには、我が国の若者と同様に、外国人材にとっても日本の漁業を魅力あるもの

のとしていくことが重要であることから、生活支援や相談対応の充実等、外国人材にとって満足度の高い受入環境の整備を進めます。

また、外国人材を安定的かつ長期的に確保するため、外国人材が日本人と同様に、漁村において幅広く水産関連業務に従事し技能を高めることや、漁業活動に必要な資格を取得し漁業現場で活かすなど、将来を見据えて、キャリアアップしながら就労できる環境の在り方について、関係団体、関係府省とともに検討を進めます。

さらに、外国人材の適正な受入れや地域への定着を促進するため、外国人材受入マニュアルの活用や日本語指導者の養成、外国人材の日本語学習の取組を支援します。

7 安全対策

(1) 安全確保に向けた取組

ア 安全推進員・安全責任者の養成

漁船の労働環境改善や安全対策を行う安全推進員及びその取組を指導する安全責任者を養成するとともに、両者が講じた優良な対策事例の情報共有等を図ることで、養成人数の増加を促進します。

また、関係機関等と連携し、漁業に特有の事故情報の収集・分析や対策の検討・実施に加え、これらの取組の効果の検証等を行い、関係者全体でPDCAサイクルを回すことにより、漁業労働災害防止を推進します。

イ ライフジャケットの着用徹底

漁業者の命を守るライフジャケットについては、平成30(2018)年2月からその着用が義務化され、令和4(2022)年2月から罰則が適用されたことを踏まえ、都道府県別の着用状況を把握するための調査を実施し、関係省庁及び関係都道府県とともに、より一層着用の徹底を図ります。

(2) 安全確保に向けた技術導入

漁業では、見張りの不足や操船ミスなどの人為的要因による衝突事故等が数多く発生しているため、安全意識啓発等の取組に加え、人為的過誤等を防止・回避するための新技術の開発・実装・普及を促進します。

Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進

1 浜の再生・活性化

(1) 浜プラン・広域浜プラン

これまで各浜で浜プランに基づき取り組んできた漁業収入向上・漁業コスト削減の取組について、PDCAサイクルの着実な実践により継続・発展させつつ、新たに海業や渚泊等の漁業外所得確保のための取組や地域の将来を支える人材の定着等、漁村の活性化に向けた幅広い取組についても位置付けた新たな浜プランの策定を推進します。

また、浜プランに取り組む複数の漁村地域が広域的に連携して、浜の機能再編や中核的担い手の育成を推進するための具体的な取組を定めた「浜の活力再生広域プラン」(以下「広域浜プラン」という。)に基づき、漁業者の所得向上や漁村の活性化を主導する漁協の事業・経営改善を図るとともに、拠点漁港等の流通機能の強化と併せて、関連する海業を含めた漁村地域全体の付加価値の向上を図ります。

(2) 海業等の振興

漁村の人口減少や高齢化、漁業所得の減少等、地域の活力が低下する中で、地域の理解と協力の下、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業等の取組を一層推進することで、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を図ります。この

ため、地域の漁業実態に合わせ、漁港施設・用地の再編・整序により、漁港を海業等に利活用しやすい環境の整備を推進します。

また、海業等の全国的な展開に向け、海業の立ち上げに必要な実証調査など、地域において漁業者等が行う海業の取組を支援します。

さらに、海業等振興の先行事例を創出し、広く普及を図るための事例づくりや、海業等に関心を持つ幅広い関係者を対象とした情報共有等の取組を行い、海業等の振興を図ります。

(3) 民間活力の導入

海業等の振興に当たり、民間事業者の資金や創意工夫を活かして新たな事業活動が発展・集積するよう、漁港において長期安定的な事業運営を可能とするため、漁港施設・用地又は漁港の区域内における水域若しくは公共空地の利活用に関する新たな仕組みとして、令和6(2024)年4月1日に施行された「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」(令和5年法律第34号。以下「改正法」という。)により創設された漁港施設等活用事業の推進を図ります。

また、防災・防犯等の観点から必要となる環境を整備し、民間事業者の利用促進を図ります。

さらに、漁業者の所得向上により漁村の活性化を目指す浜プランに基づく取組と併せて、漁村の魅力を活かした交流・関係人口の増大に資する取組を推進するとともに、地域活性化を担う人材確保のため、地域おこし協力隊等の地域外の人材を受け入れる仕組みの利用促進を図ります。

(4) 漁港・漁村のグリーン化の推進

漁港・漁村においては、環境負荷の低減や脱炭素化に向けて、改正法による改正後の漁港漁場整備法に位置付けられた発電施



設において、再生可能エネルギーの更なる活用や導入促進を図るとともに、省エネルギー対策の推進、漁港や漁場利用の効率化による燃油使用量の削減、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造等を推進します。

また、洋上風力発電については、漁業等の海域の先行利用者との協調が重要であることから、政府は、事業者等による漁業影響調査の実施や漁場の造成、洋上風力発電による電気の地域における活用等を通じた地域漁業との協調的関係の構築を進めます。

(5) 水産業等への女性参画等の推進

漁村の活性化のためには、女性が地域の担い手としてこれまで以上に活躍できるようにすべきであり、漁協経営への女性の参画については、漁協系統組織が女性役員の登用を推進するような取組を促進します。

また、企業等との連携や地域活動の推進を通じて女性が活動しやすい環境の整備を図るとともに、女性グループの起業的取組や、経営能力の向上、加工品の開発・販売等の実践的な取組を推進します。

さらに、年齢、性別、国籍等によらず地域の水産業を支える多様な人材が活躍できるよう、漁港・漁村において、安全で働きやすい環境と快適な生活環境の整備を推進します。

くわえて、関係部局や関係府省と連携し、水福連携（障害者等が水産分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組）の優良事例を収集・横展開します。

また、漁村の活性化等を図るため、生産者、加工・流通業者、地方公共団体その他の多様な関係者が参画する地域コンソーシアムを主体に地域が一体となってデジタル技術を活用するなどの取組を推進します。

(6) 離島対策

離島地域の漁業集落が共同で行う漁業の再生のための取組を支援するとともに、離島における新規漁業就業者の定着を図るため、漁船・漁具等のリースの取組を支援します。

また、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（平成28年法律第33号）を踏まえ、特定有人国境離島地域の漁業集落の社会維持を図るため、特定有人国境離島地域において漁業・海業を新たに行う者、漁業・海業の事業拡大により雇用を創出する者の取組を支援します。

2 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化

漁業就業者の減少・高齢化、水揚量の減少等、厳しい情勢の中、漁業者の所得向上を図るためには、漁協の経済事業の強化が必要であり、複数漁協間での広域合併や経済事業の連携等の実施、漁協施設の機能再編、漁業者の所得向上及び漁協の経営の健全性確保のための取組を推進します。

また、経営不振漁協の収支改善に向けた漁協系統組織の取組を促進するとともに、信用事業実施漁協等の健全性を確保するため、公認会計士監査の円滑な導入及び監査の品質向上等に向けた取組を支援します。

くわえて、指導監督指針や各種ガイドライン等に基づく漁協のコンプライアンス確保に向けた自主的な取組を促進します。

3 加工・流通・消費に関する施策の展開

(1) 加工

ア 環境等の変化に適応可能な産業への転換

特定魚種の不漁や漁獲される魚種の変化に適応するため、資源状態の良い魚種への原材料転換、低・未利用魚を利用した新商品開発等、海洋環境の変化等に伴う原材料不足に対処することによる環境

等の変化に適応可能な産業への転換に向けた取組を促進します。

また、環境対策として、環境負荷低減に資する加工機器や冷蔵・冷凍機器の導入等を通じた温室効果ガスの発生抑制及び省エネルギーへの取組を推進します。

イ 国産加工原料の安定供給等

漁業経営の安定に資するため、水産物の価格の著しい変動を緩和し、加工原料を水産加工業へ安定的に供給するなど、水産物供給の平準化の取組を推進します。

また、国民に対する水産物の安定供給を図るため、輸入原材料から国産原材料へ転換する水産加工業者に対して、国産原材料を安定的に供給する漁業者団体等の取組を支援します。

ウ 中核的水産加工業者の育成

地域の意欲ある経営者を中核的水産加工業者として育成し、生産から販売を含むサプライチェーン上の関係者が一体となって、それぞれの知恵やノウハウを持ち寄り、1社ではできない新製品開発や新規販路開拓等の経営改善に資する取組を行うことを促進することにより、各中核的水産加工業者の経営体力強化を図ります。

また、後継者不足により廃業が見込まれる小規模な事業者の持つブランドや技術を中核的水産加工業者や次世代に継承する取組についても促進します。

エ 生産性向上と外国人材の活用

外国人材に過度に依存しない生産体制を構築するため、先端技術を活用した省人化・省力化のための機械の導入等による、生産性の向上を図ります。

また、機械では代替困難な業務を外国人材が担えるよう育成するとともに、外国人材の地域社会での円滑な受入れ及び

共生を図るための受入環境整備の取組を行います。

(2) 流通

ア 水産バリューチェーンの構築

沿岸漁業で漁獲される多種多様な魚については、消費地に近い地域では直接届け、消費地から遠い地域では一旦ストックして加工するなどといった地域ごとの特徴を踏まえ、消費者に届ける加工・流通等を含むサプライチェーン上の関係者が一体となった付加価値向上等の取組を推進します。

また、加工流通システムの中で健全なバリューチェーンの構築を図るため、マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進し、生産・加工・流通等を含むサプライチェーン上の関係者が一体となったデジタル化等による流通の効率化、作業自動化等を通じて人手不足を解消し、持続的な供給体制を構築する取組等を推進します。

イ 産地市場の統合・重点化の推進

我が国水産業の競争力強化を図るため、市場機能の集約・効率化を推進し、漁獲物を集約すること等により価格形成力の強化を図ります。

また、広域浜プランとの連携の下、水産物の流通拠点となる漁港や産地市場において、高度な衛生管理や省力化に対応した荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の整備を推進します。

水産物の流通については、従来の多段階流通に加え、消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供するなど様々な取組が広がっているため、最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くよう、ICT等の他産業の新たな技術や最新の冷凍技術を活用し、多様な流通ルートの構築による取引の選択肢の拡大



等を図ります。

ウ 水産物等の健全な取引環境の整備

水産物が違法に採捕され、それらが流通することで水産資源の持続的な利用に悪影響を及ぼすおそれがあります。したがって、輸出入も含め違法に採捕された水産物の流通を防止する必要があるとともに、水産物の食品表示の適正化やビジネスと人権との関係等、健全な取引環境の整備を図っていく必要があります。

このため、IUU漁業の撲滅に向けて、IUU漁業国際行動計画やPSM協定等に基づく措置を適切に履行します。また、水産流通適正化法に基づき、対象水産物についての取扱事業者間における漁獲番号等の情報の伝達や輸出入時の適法採捕を証する証明書の添付等の措置の適正な運用を推進し、水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図ります。

さらに、水産物の産地における食品表示の適正化に向け、適切な指導を行います。

くわえて、近年、重要性がより一層増してきている人権問題に関するサプライチェーンの透明性について、サプライチェーンのビジネスと人権に関する透明性の確保を企業に促すための啓発等を行います。

(3) 消費

ア 国産水産物の消費拡大

天然魚、養殖魚を問わず国産水産物の活用を促進するための取組と併せて、学校栄養士等に対する魚食普及活動、体験型の魚食授業等を推進します。

また、多様化する消費者ニーズに対応し、水産物の消費機運を向上させるため、民間企業の創意工夫によって行われる消費拡大の取組等と連携し、消費者に対する水産物の魅力の情報発信や「さかなの日」の取組を推進します。

イ 水産エコラベルの活用の推進

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの活用に向けて、水産加工業者・小売業者団体への働きかけを通じて、傘下の水産物加工業者・流通業者による水産エコラベル認証の活用を含めた調達方針等の策定を促進します。

また、インターナショナルシーフードショーをはじめとする国際的なイベント等において、日本産水産物の水産エコラベル認証製品を積極的に紹介し、海外での認知度向上を図るとともに、マスメディアやSNS等の媒体等を通じ、国内消費者に対し取組への理解の促進を図ります。

4 水産業・漁村の多面的機能の適切な発揮

水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって適切に発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的かつ効果的に取組を促進します。また、NPO・ボランティア・民間企業といった、漁業者や漁村住民以外の多様な主体の参画を推進します。

近年、海水温上昇等の環境変化に伴う磯焼けの影響が全国各地でみられることから、藻場の保全の取組を積極的に推進します。

5 漁場環境の保全・生態系の維持

(1) 藻場・干潟等の保全・創造

効果的な藻場・干潟等の保全・創造を図るため、藻場・干潟ビジョン（令和5(2023)年12月改訂）に基づき、広域的なモニタリング体制の構築による海域全体を対象とした藻場・干潟の分布及び衰退要因を把握し、海域ごとに有効な対策を推進します。また、気候変動・環境変化に対応するため、漁業者等が行う漁場生産力の強化とともにブルーカーボンの主要な吸収源となる藻場・干潟の保全・モニタリング等の活動について実効性の向上を図りつつ水産業・漁村の

多面的機能の適切な発揮に資する取組、高水温に強い藻場の造成手法等の技術開発を推進します。さらに、干潟における砕石敷設等の新技術の開発・活用、サンゴ礁の保全・回復に関する技術の開発・実証等を推進するほか、藻類・貝類の海洋環境や生態系への影響の把握を進めます。

(2) 栄養塩類管理

瀬戸内海等の閉鎖性水域において水質浄化が進む中で、ノリの色落ちの発生やイカナゴ、アサリ等の水産資源の減少の問題が発生していることから、瀬戸内海については地方公共団体、学術機関及び漁業関係者等と連携し、水産資源の生産性の確保に向けた地域による栄養塩類管理方策の策定に貢献するため、栄養塩類も含めた水域の状況及び栄養塩類と水産資源との関係に関するデータの収集や共有等を進めます。

また、栄養塩類の不足が懸念されている他の水域についても、地方公共団体等と協力・連携して、栄養塩類と水産資源との関係に関する調査・研究を推進します。

さらに、栄養塩類管理と連携した藻場・干潟の創出や保全活動等により、閉鎖性水域における漁場環境改善を推進します。

(3) 赤潮対策

赤潮・貧酸素水塊による漁業被害の軽減対策のためには、早期かつ的確な赤潮等の情報の把握及び提供が重要であることから、従来とは異なる海域で赤潮が発生している状況も踏まえて、地方公共団体及び研究機関等と連携し、赤潮発生のモニタリング、発生メカニズムの解明、発生の予測手法及び防除技術等の開発に取り組みます。

(4) 野生生物による漁業被害対策

都道府県の区域を越えて広く分布・回遊し、漁業に被害を与えるトド、ヨーロッパザラボヤ、大型クラゲ等の生物で、広域的

な対策により漁業被害の防止・軽減に効果が見通せるなど一定の要件を満たすものについて、国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、出現状況に関する調査、漁業関係者への情報提供、被害を効率的かつ効果的に軽減するための技術の開発・実証、駆除・処理活動への支援等に取り組みます。

特に、トドについては、漁業被害の軽減及び絶滅回避の両立を図るため、「トド管理基本方針（令和6(2024)年7月改訂）」に基づく管理を継続します。

(5) 生物多様性に配慮した漁業の推進

漁業は、自然の生態系に依存し、その一部の海洋生物資源を採捕することにより成り立つ産業であることから、漁業活動を持続的に行うため、海洋保護区やOECM（Other Effective area-based Conservation Measures：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の考え方をもとに、海洋環境や海洋生態系を健全に保ち、生物多様性の保全と漁業の振興との両立を図る取組について検討を進めます。

海洋生態系のバランスを維持しつつ、持続的な漁業を行うため、国際的な議論も踏まえ、サメ、ウミガメ、ウナギ等に関する国内管理措置等の検討・普及等を進めます。

(6) 海洋環境の保全（海洋プラスチックごみ、油濁）

環境省や都道府県等と連携し、漁業者による海洋ごみの持ち帰りの取組や廃棄物処理に関する施策の周知及び処理の促進に加え、漁業・養殖業用の漁具や資機材について、実用性を確保しつつ、環境にも配慮した生分解性素材を用いた漁具開発への支援等に取り組みます。

また、マイクロプラスチックが水産生物に与える影響等についての科学的調査を行い、その結果について情報発信を行います。

漁場の油濁被害防止については、海上の



船舶等からの油流出により海面及び内水面において漁業被害が発生していることから、国、都道府県及び民間事業者が連携して、引き続き専門家の派遣や防除・清掃活動を支援するほか、講習会等を通じ、事故対応策について漁業者等への普及を図ります。

(7) 環境変化に適応した漁場生産力の強化

海水温の上昇等、海洋環境の変化による漁場変動や魚種の変化が顕在化してきている中、持続可能な漁業生産を確保するため、環境変化等に伴う漁獲対象種の多様化に適応した漁場整備、海域環境を的確に把握するための海域環境モニタリング、都道府県等の研究機関との連携体制の構築、調査・実証の強化等、海洋環境の変化に適応した漁場整備を推進します。

また、新たな資源管理の着実な推進の方針の下、沖合におけるフロンティア漁場整備、水産生物の生活史に配慮した広域的な水産環境整備、資源回復を促進するための種苗生産施設の整備等を推進します。

6 防災・減災、国土強靱化への対応

漁業地域において、「国土強靱化基本計画」（令和5(2023)年7月閣議決定）や令和7(2025)年度に策定する「国土強靱化実施中期計画」等を踏まえ、災害発生に備えた事前の防災・減災対策、災害発生後の円滑な初動対応や漁業活動の継続に向けた支援等を推進するとともに、老朽化が進む漁港施設等の機能を確保するため、以下の対策に取り組めます。

(1) 事前の防災・減災対策

漁業地域の安全・安心の確保のため、今後発生が危惧される大規模地震・津波の被害想定や気候変動による水位上昇の影響等を踏まえた設計条件の点検・見直しを推進し、持続的な水産物の安定供給に資する漁港施設の耐震化・耐津波化・耐浪化や浸水

対策を推進します。

また、緊急物資輸送等の災害時の救援活動等の拠点となる漁港や離島等の生活航路を有する漁港の耐震・耐津波対策を推進します。

さらに、漁港の就労者や来訪者、漁村の生活者等の安全確保のため、避難路や避難施設の整備、避難・安全情報伝達体制の構築等の避難対策を推進します。

くわえて、漁港海岸について、大規模地震による津波やゼロメートル地帯の高潮等に対し、沿岸域における安全性向上を図る津波・高潮対策を推進します。

(2) 災害からの早期復旧・復興に向けた対応

災害発生後の迅速な被害状況把握のため、国と地方公共団体、関係団体との情報連絡体制の強化、ドローンをはじめとするICT等の新技術の活用を図るとともに、災害時の円滑な初動対応に向け、漁港管理者と建設関係団体の間で、更には、漁協等漁業関係者も含めた災害協定締結を促進します。

災害復旧要員が不足している市町村をはじめとした地方公共団体を支援するため、災害時のニーズに応じて積極的にMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）を派遣します。さらに、災害復旧の早期化を図るとともに、改良復旧についても推進します。

また、復旧・復興に当たっては、災害復旧事業等関連事業を幅広く活用し、漁業地域の将来を見据えた復旧・復興を推進します。

さらに、災害時に地域の水産業の早期再開を図るため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を対象とした広域的な事業継続計画の策定を推進します。

くわえて、水産業従事者の経営再開支援に向け、災害の発生状況及び地域の被害状況に応じて、支援策の充実や柔軟的な運用を行うなど、きめ細かい総合的な支援に努

めます。

た取組を着実に実行します。

(3) 持続可能なインフラ管理

老朽化により機能低下が懸念される漁港施設等のインフラは、水産業や漁村の振興を図る上で必要不可欠であることから、これら施設の機能の維持・保全が図られるよう、「水産庁インフラ長寿命化計画」（令和3(2021)年3月改定）に基づき、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する予防保全型の老朽化対策を図るとともに、新技術を積極的に活用したライフサイクルコストを縮減する取組を支援するなどにより、総合的かつ計画的に長寿命化対策を推進します。

Ⅳ 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策

1 みどりの食料システム戦略と水産政策

「みどりの食料システム戦略」に基づき、令和12(2030)年までに漁獲量を平成22(2010)年と同程度（444万t）まで回復させるための施策を講ずることや、令和32(2050)年までにニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現することに加え、養魚飼料の全量を環境負荷が少なく給餌効率の高い配合飼料に転換し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖体制を構築することを推進します。また、令和22(2040)年までに漁船の電化・水素化等に関する技術確立を引続き検討を進めます。さらに、水産関係の上場企業における気候関連非財務情報の開示等も含め、気候変動への適応が円滑に行われるよう必要な取組を実施します。

具体的には、これらの取組について、今後の技術開発や新ロードマップ等を踏まえ、関係者の理解を得ながら、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立に向け

(1) 調達面での取組

ア 養殖業における持続的な飼料及び種苗

魚類養殖は、支出に占める餌代の割合が大きいため、価格の不安定な輸入魚粉に依存しない飼料効率が高く魚粉割合の低い配合飼料の開発、魚粉代替原料（大豆、昆虫、水素細菌等）の開発等を推進します。

また、持続可能な養殖業を実現するために必要な養殖用人工種苗の生産拡大に向けて、人工種苗に関する生産技術の実用化、地域の栽培漁業のための種苗生産施設や民間の施設を活用した養殖用種苗を安定的に量産する体制の構築を推進します。

さらに、優良系統の保護を図るため、「水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン」及び「養殖業における営業秘密の保護ガイドライン」を周知します。

イ 漁具のリサイクル

漁業者、地方公共団体、企業等が連携した廃漁網のリサイクルの取組に係る情報発信等に取り組みます。

(2) 生産面での取組

ア 資源管理の推進

資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力が重要であることから、適切な資源管理が収入の安定につながることを漁業者等が実感できるように配慮しつつ、新ロードマップに盛り込まれた工程を着実に実現します。その際、新ロードマップに従って数量管理の導入を進めるだけでなく、導入後の管理の実施・運用及び漁業の経営状況に関するきめ細かいフォローアップを行うとともに、数量管理のメリットを漁業者に実感



してもらうため、資源回復や漁獲増大、所得向上等の成功事例の積み重ねと成果を共有します。

また、「令和12(2030)年度までに、平成22(2010)年当時と同程度(目標444万t)まで漁獲量を回復」させるという目標に向け、資源評価結果に基づき、必要に応じて、漁獲シナリオをはじめとする管理手法を変更するとともに、資源管理を実施していく上で新たに浮かび上がった課題の解決を図りつつ、資源の維持・回復に取り組めます。

イ 養殖業における環境負荷低減

漁場環境への負荷軽減が可能な沖合の漁場が活用できるよう、静穏水域の創出等沖合域を含む養殖適地の確保を進め、また、台風等による波浪の影響を受けにくい浮沈式生簀等を普及させるとともに、大規模化による省力化や生産性の向上を推進します。

(3) 加工・流通での取組(IUU漁業の撲滅)

水産物が違法に採捕され、それらが流通することで水産資源の持続的な利用に悪影響を及ぼすおそれがあり、輸出入も含め違法に採捕された水産物の流通を防止する必要があります。

このため、IUU漁業の撲滅に向けて、IUU漁業国際行動計画やPSM協定等に基づく措置を適切に履行します。

また、水産流通適正化法に基づき、対象水産物についての取扱事業者間における漁獲番号等の情報の伝達や適法採捕を証する証明書の輸出入時の添付等の措置の適正な運用を推進し、水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図ります。

(4) 消費での取組(水産エコラベルの活用)の推進)

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖

業由来であることを示す水産エコラベルの活用に向けて、水産加工業者・小売業者団体への働きかけを通じ、傘下の水産加工業者・流通業者による水産エコラベル認証の活用を含めた調達方針等の策定を促進します。

また、インターナショナルシーフードショーをはじめとする国際的なイベント等において、日本産水産物の水産エコラベル認証製品を積極的に紹介し、海外での認知度向上を図るとともに、マスメディアやSNS等の媒体を通じ、国内消費者に対し取組への理解の促進を図ります。

2 スマート水産技術の活用

ICTを活用して漁業活動や漁場環境の情報を収集し、適切な資源評価・管理を促進するとともに、生産活動の省力化や効率化、漁獲物の高付加価値化により、生産性を向上させる「スマート水産技術」を活用するため、以下の施策を推進します。

また、漁村や洋上における通信環境等の充実やデジタル人材の確保・育成等を推進します。

(1) 資源評価・管理に資する技術開発と現場実装

従来の調査船調査、市場調査、漁船活用調査等に加え、迅速な漁獲データ、海洋環境データの収集・活用や電子的な漁獲報告を可能とする情報システムの構築・運用等のDXを推進します。この中で、国は、主要な漁協・市場(400か所以上)でのデータ収集体制を活用し、漁獲量データの収集・蓄積を推進します。

また、これらの取組から得られたデータに基づく資源評価の高度化や適切な資源管理の実施等を行います。

(2) 成長産業化に資する技術開発と現場実装

漁労作業の省人化・省力化、海流や水温

分布等の漁場環境データの提供、養殖における成長データや給餌量データの分析・活用といった漁業者・養殖業者からのニーズの把握を進めます。また、開発企業等が共同で新技術の開発・実証・導入に取り組む試験・開発プラットフォームにより、民間活力を活用した技術開発を引き続き推進します。

(3) 水産加工・流通に資する技術開発と現場実装

マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進するため、生産・加工・流通が連携し、ICT等の活用による荷さばき、加工現場の自動化等の低コスト化、鮮度情報の消費者へのPR等の高付加価値化等の生産性向上のための取組を全国の主要産地等に展開します。

また、水産流通適正化法の義務履行に当たり、関係事業者の負担軽減を図りつつ、制度の円滑な実施のため、漁獲情報等を迅速かつ正確・簡便に伝達するための情報システムを整備するなど、電子化を推進します。

3 カーボンニュートラルへの対応

(1) 漁船の電化・燃料電池化

水産業に影響を及ぼす海洋環境の変化の一因である地球温暖化の進行を抑えていくためには、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量削減を漁業分野においても推進していく必要があることから、衛星利用による漁場探索の効率化、グループ操業の取組、省エネルギー機器の導入等による燃油使用量の削減を図ります。

また、漁船の脱炭素化を図るため、必要とする機関出力が少ない小型漁船を念頭に置いた水素燃料電池化、国際商船や作業船等の漁業以外の船舶の技術の転用・活用も視野に入れた漁船の脱炭素化の研究開発を引き続き推進します。

(2) 漁港・漁村のグリーン化の推進

漁場において藻場・干潟等は豊かな生態系を育む機能を有し、水産資源の増殖に大きな役割を果たしていることから、藻場・干潟ビジョンに基づき、効果的な藻場・干潟等の保全・創造を図ります。

また、近年では、ブルーカーボンの吸収源としても注目が高まっていることから、持続的な藻場の維持・保全体制の構築に向け、カーボン・クレジット制度の更なる活用を含め、活動組織と民間事業者との連携機会の創出を推進します。

さらに、漁港・漁場において、環境負荷の低減や脱炭素化に向けて、流通拠点漁場の二酸化炭素排出量を見える化し、これに基づいて漁港管理者や地元漁業者等が一体となって、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー対策、漁港や漁場利用の効率化による燃油使用量の削減などの二酸化炭素排出抑制対策とブルーカーボンの主要な吸収源となる藻場・干潟の保全・創造等の吸収源対策を一体的に推進します。

V 大規模災害からの復旧・復興及びALPS処理水の海洋放出に係る水産業支援

1 東日本大震災による地震・津波被災地域における着実な復旧・復興

東日本大震災による地震・津波被災地域では、漁港施設、水産加工施設等の水産関係インフラの復旧はおおむね完了していますが、サケ、サンマ及びスルメイカといった被災地域において依存度の高い魚種の長期的な不漁もあり、被災地域の中核産業である漁業の水揚げの回復や水産加工業の売上げの回復が今後の課題となっています。

そのため、漁場のがれき撤去等による水揚げの回復や水産加工業における販路の回復・開拓、加工原料の転換や水産資源造成・



回復等の取組を引き続き支援します。また、官民合同チームにおいて、福島県浜通り地域等の水産仲買・加工業者への個別訪問・支援を引き続き行います。

2 ALPS処理水の海洋放出の影響及び水産業支援

原子力災害被災地域である福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の水揚量は、震災前と比較し依然として低水準の状況にあり、水揚量の増加及び福島県産水産物の流通・消費の拡大が課題となっています。

(1) 風評対策

こうした中で、多核種除去設備（ALPS：Advanced Liquid Processing System）等によりトリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たすまで浄化処理した水（以下「ALPS処理水」という。）の海洋放出について、風評対策が重要な課題となっていることを受け、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」及び「ALPS処理水の処分に係る基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を踏まえ、生産・加工・流通・消費の各段階における徹底した対策等に取り組めます。

具体的には、風評を生じさせないための取組として、水産物の信頼確保のため、水産物中のトリチウム（三重水素）を対象とするモニタリングや食品中の放射性セシウムの検査を継続的に行い、これらの調査の結果やQ&Aを日本語にくわえて英語等の他言語でWebサイトに掲載し、正確で分かりやすい情報提供を実施します。

また、一般消費者向けのなじみやすいパンフレットも作成し、消費者等への説明に活用するとともに、漁業者、加工業者、消費者等様々な関係者に対して、引き続き、説明を実施します。

(2) 生産段階における対策

風評に打ち克ち、安心して事業を継続・拡大するため、生産段階においては、福島県並びに青森県、岩手県、宮城県、茨城県及び千葉県（以下「近隣県」という。）の太平洋側の漁業者等が

- ・新船の導入又は既存船の活用により水揚量の回復を図る取組
 - ・養殖業者等が収益性の高い操業・生産体制への転換等を図る取組
 - ・より厳しい環境下でも養殖業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成のため実施する取組
 - ・高収益・環境対応型漁業へ転換させるべく、生産性向上、省力化・省コスト化に資する漁業用機器設備を導入する取組
- を支援します。

また、次世代の担い手となる新規漁業就業者の確保・育成を強化するため、福島県及び近隣県において、漁家子弟を含めた新規漁業就業者への長期研修等や就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援します。

さらに、不漁の影響を克服するため、複数経営体の連携による協業化や共同経営化又は多目的船の導入等、操業・生産体制の改革による水揚量の回復及び収益性の向上を図るほか、養殖業への転換や水産資源造成・回復に取り組めます。

(3) 加工・流通・消費段階における対策

加工・流通・消費段階では、福島県をはじめとした被災地域の水産物を販売促進する取組や水産加工業の販路回復に必要な取組等を支援し、販売力の強化の取組を推進します。

(4) ALPS処理水の海洋放出を受けた対策

ALPS処理水の海洋放出に伴う一部の国・地域による輸入規制の強化が継続していることから、引き続き、科学的根拠に基

づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、1) 国内消費拡大・生産持続対策、2) 風評影響に対する内外での対応、3) 輸出先の転換対策、4) 国内加工体制の強化対策及び5) 迅速かつ丁寧な賠償の5本の柱からなる「水産業を守る」政策パッケージ等に基づき、各種支援策により全国の水産業支援に万全を期していきます。

また、令和6(2024)年度補正予算において、国内外の新規需要開拓や国内加工体制に向けた機器導入等の追加的支援を実施します。これらの対策を含め、所要の対策を政府一体となって講ずることで、関係府省等が連携を密にして被災地域の水産業の本格的な復興を目指してまいります。

3 令和6年能登半島地震からの復旧・復興

「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」や、令和6(2024)年に設置した有識者による検討会の結果に基づき、石川県が策定した復旧・復興方針を踏まえ、水産地域の強靱化、漁港を活用した海業の振興等を含む漁港施設等の復旧・復興を引き続き支援します。また、石川県の狼煙漁港及び鶴飼漁港海岸において、引き続き国の代行による災害復旧事業を行います。

令和6(2024)年に発生した能登半島地震の影響を受けた漁業者等に対して、農林漁業セーフティネット資金等の実質無利子化・無担保・無保証人化等の措置を講じます。

Ⅵ 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 関係府省等の連携による施策の効率的な推進

水産業は、漁業のほか、多様な分野の関連産業により成り立っていることから、関

係府省等が連携を密にして計画的に事業を実施するとともに、施策間の連携を強化することにより、各分野の施策の相乗効果の発揮に努めます。

2 施策の進捗管理と評価

効率的かつ効果的な行政の推進及び行政の説明責任の徹底を図る観点から、施策の実施に当たっては、政策評価も活用しつつ、毎年度、進捗管理を行うとともに、効果等の検証を実施し、その結果を公表します。さらに、これを踏まえて施策内容を見直すとともに、政策評価に関する情報公開を進めます。

3 消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開

水産業・漁村に対する消費者・国民のニーズを的確に捉えた上で、消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点から施策を展開します。

また、施策の決定・実行過程の透明性を高める観点から、インターネット等を通じ、国民のニーズに即した情報公開を推進するとともに、施策内容や執行状況に関する分かりやすい広報活動の充実を図ります。

4 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進

我が国漁業の生産構造、就業構造等を明らかにするとともに、水産物流通等の漁業を取り巻く実態と変化を把握し、水産施策の企画・立案・推進に必要な基礎資料を作成するための調査を着実に実施します。

具体的には、漁業構造動態調査、漁業経営統計調査、内水面漁業生産統計調査、水産物流通調査等を実施します。

5 事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進

官と民、国と地方の役割分担の明確化と



適切な連携の確保を図りつつ、漁業者等の事業者や産地の主体性・創意工夫の発揮をより一層促進します。

具体的には、事業者や産地の主体的な取組を重点的に支援するとともに、規制の必要性・合理性について検証し、不断の見直しを行います。

6 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に活用するため、財政措置の効率的かつ重点的な運用を推進します。

また、施策の実施状況や水産業を取り巻く状況の変化に照らし、施策内容を機動的に見直し、翌年度以降の施策の改善に反映させます。

